

ガスシステム改革に向けた国民からの御意見

(平成26年10月24日～平成26年11月6日)

※個人情報等を除き、御意見本体について原文を掲載しております。

御意見① (平成26年11月5日)

ガスシステム改革に対する全般的な意見を、すでに平成26年7月7日付けで次のような事項を提出しているところです。

- 1.保安体制を十分に確保できる仕組みを作ること。
- 2.ガス料金の体系や決められ方を透明にし、消費者が選択しやすくすること。
- 3.ガスシステム改革に向けては、広く消費者との意見交換をすること

第14回小委員会配布資料4の「利用者保護のための措置について」に基づき再度追加意見を提出します。

1) 最終保障サービスについて

小委員会は「全ての小売事業者に供給能力の確保を求める」としています。
また、毎年度その事業計画の提出を義務付けることも付け加えられています。
家庭用ガスの供給を保障するために、この案を強く支持します。

2) 料金規制の移行措置は必要です。

小売全面自由化となった時、地域的に撤退する小売事業者が現れた場合や新規参入がなく競争が起こらず小売価格が吊り上げられるなど、消費者に著しい不利益が生じることも考えられます。しかし、消費者が他エネルギーへの移行するのは、容易ではありません。住居環境や設備、器具などの更新を図らなければなりません。経済的、時間的、精神的負担は大きいものです。

そのために、当初は私営都市ガス業者を全て移行措置の対象としてください。

3) 自由化競争を監視し、チェックする仕組みを設けるべきです。

都市ガスの小売りには料金やサービス以外にも保安の保障が重要です。
その状態を地域的条件も勘案し監視指導する機関を置く必要があります。
その機関には消費者代表も加えてください。

4) 自由化後の家庭用ガス料金は事前認可制とすべきです。

電気事業法による電気料金規制の経過措置と同様に移行前の料金を義務付け、それを値上げする場合は認可制、値下げする場合は届出制にするのが適切と考えます。このことは、消

費者にとって料金の上限も明確になり、制度の移行にも対応しやすくなります。

5) 家庭で使用するエネルギーシステム全般の消費者相談機関を設置してください。

電気とガスのシステム自由化にともない、相互参入や家庭のエネルギーに係る事業者が増えてきます。消費者の戸惑いや事業者の説明不足、また、悪質業者の参入などトラブルが発生すると考えられます。消費者からの相談や苦情を受付け対応する横断的相談機関を設けてください。

以上

御意見②（平成 26 年 11 月 6 日）

ガスシステム改革における「移行措置」に関する意見

ガスシステム改革が「規制なき独占」に陥る懸念から、全国消団連は 6 月 30 日付意見書で次のように求めました。

2. 競争的な市場が形成されるよう、経過措置を設けてください。

自由化後の一定期間、小売料金値上げ認可の規制を継続する経過措置を設けるべきです。経過措置を設けることで家庭用市場で競争が整うのを見極めることは必要と考えます。また、競争状態を確認するために、消費者も参加する第三者機関において適切に監視できる仕組みを構築してください。

3. 競争を担保するために、監視・指導など行政権限を残してください。

仮に新規参入が進まず「規制なき独占」に陥った場合、異常な料金値上げや供給拒否といった事態が放置されることのないよう、ガスのようなライフラインに関わる料金については行政が事後的に点検し、指導・命令によって是正できる権限を残す必要があります。また、こうした行政権限に、所管官庁である経済産業省だけでなく、消費者庁や公正取引委員会なども関与できるようにし、広範なチェック体制が進むようにしてください。

9 月 24 日に開催された小委員会で、料金規制に関する「移行措置の必要性」について検討され、その中では、移行措置の期限や料金規制を残すガス事業者の基準に関して「自由化後 3～6 か月で移行措置を廃止」「移行措置の対象となる都市ガス事業者の競争状況は、供給区域内都市ガス利用率の足切基準を 75%とする」などの意見が出されています。

しかし、利用率 75%以下を競争状況の指標とすると、同日の小委員会資料の【図表 3】では、9 割の都市ガス事業者の料金規制が廃止され、需要家数 232 万件的東邦ガスや 110 万件的西部ガスも対象外となり、料金規制の移行措置が名目だけのものとなりかねません。

そもそも供給区域内都市ガス利用率を競争状況の指標として用いることについては、以下のような問題があります。

1. 都市ガスを利用する消費者のうち、集合住宅は建物構造上、また賃貸住宅は所有者に設備取替え負担が伴うことなどから、他燃料転換は容易ではありません。そのため供給区域内の全体世帯数を、都市ガスと他燃料との同一市場と見るのは無理があります。

2. 開栓すればガスを利用できる空き家が都市ガス利用世帯数から除外され、一方で、ガス導管がなく都市ガスを利用できない地域も総世帯数として算入されています。これでは都市ガスの実質的なシェアを正しく反映したものと言えないのではないのでしょうか。

公正な市場競争の下、料金の高騰を防止し自由化への移行が円滑に行われるよう、改めて次のことを要望します。

＜移行措置について＞

1. 移行措置は事前申請認可型として、原則すべての都市ガス事業者に応用すると共に、移行措置の期限を設けないでください。また、移行措置の除外基準は、消費者が参画する検討機関を設置して、別途検討して下さい。
2. 移行措置の除外基準は、都市ガス事業者単位ではなく、都市ガス事業者が行政に提出する供給計画に記載される市区町村単位で判定して下さい。またその基準は、既存世帯数（ストック）ではなく、毎年の新築や増改築件数などフローでの数値として下さい。

＜料金及び競争状態の監視について＞

1. ガス事業の競争状態については、全国一律で判断するのではなく、各地域での競争状況を第三者的な立場から具体的に監視する、消費者代表も含めた機関を設けて地域やガス調達形態などガス事業の実状に応じてキメ細かな判定基準の下に判断して下さい。
2. 移行措置を除外された都市ガス事業者の料金改正は、事後届出命令型として妥当性を検証し是正できるようにして下さい。
3. 小委員会では、あらためて消費者庁、公正取引委員会等との役割分担について議論して下さい。

以上

御意見③（平成 26 年 11 月 6 日）

＜意見（その 6）＞

私は、[本年 4 月 28 日付けの「ガスシステム改革に向けた国民からの御意見」](#)（p 1～2）において、次のような意見を提出させていただいた。

>>

【論点 1】都市ガスの小売事業のあり方

(1) 事業類型の見直し

電気事業法変更案での「送配電事業の法的事業分離」では、電気料金を低廉化したり、電気事業の効率性や安定供給の水準を上げることが想定できない。欧米諸国での電力全面自由化の先行例を見ても、そのような主だった評価は見られない。東北と関東圏、或いは中京圏と関西・中国地方間でも、一部が

トルネックはあるが広範囲にガス導管が連結されるガス供給についても同様で、先行する欧米諸国の例において「ガス導管事業」と「ガス小売事業」を法的分離することによってガス料金を低廉化したり、ガス事業の効率性や安定供給の水準を高めたとの主だった評価は見られない。よって、日本のガス事業における「ガス導管事業」と「ガス小売事業」の法的分離はやめるべき。

>>

上記の意見に付言する形で、本年9月24日のガスシステム改革小委員会（第14回）で提示された資料5「導管部門の中立性確保」について、以下の通り意見を提出する。

- (1) 導管部門の中立性確保が重要であることは論を待たない。そこで、経済産業省は“電気事業で発電分離をするのだから、ガス事業でも同じようにやる”という理由で「法的分離」を実現しようとしている。

しかし、「法的分離」は、ガス事業者の金融面などでの信用力を落とし込めることにもなり、無用なコスト高を招くに違いない。また、大規模災害時の二次災害対応への危惧や、分離コストがある反面で法的分離する欧州の先例では料金低下と因果関係が認められないといったこともある。

手段論としての「法的分離」に拘泥するのはもうやめて、本来目的である導管部門の中立性確保を最も合理的に行う手法を選択するのが肝要だ。即ち、法的分離ではなく、厳格な会計分離や行為規制を実施すべきである。

- (2) 現時点では、導管部門の中立性確保を制度的に求められているのは、東京ガス・大阪ガス・東邦ガスの大手都市ガス3社だけであろう。

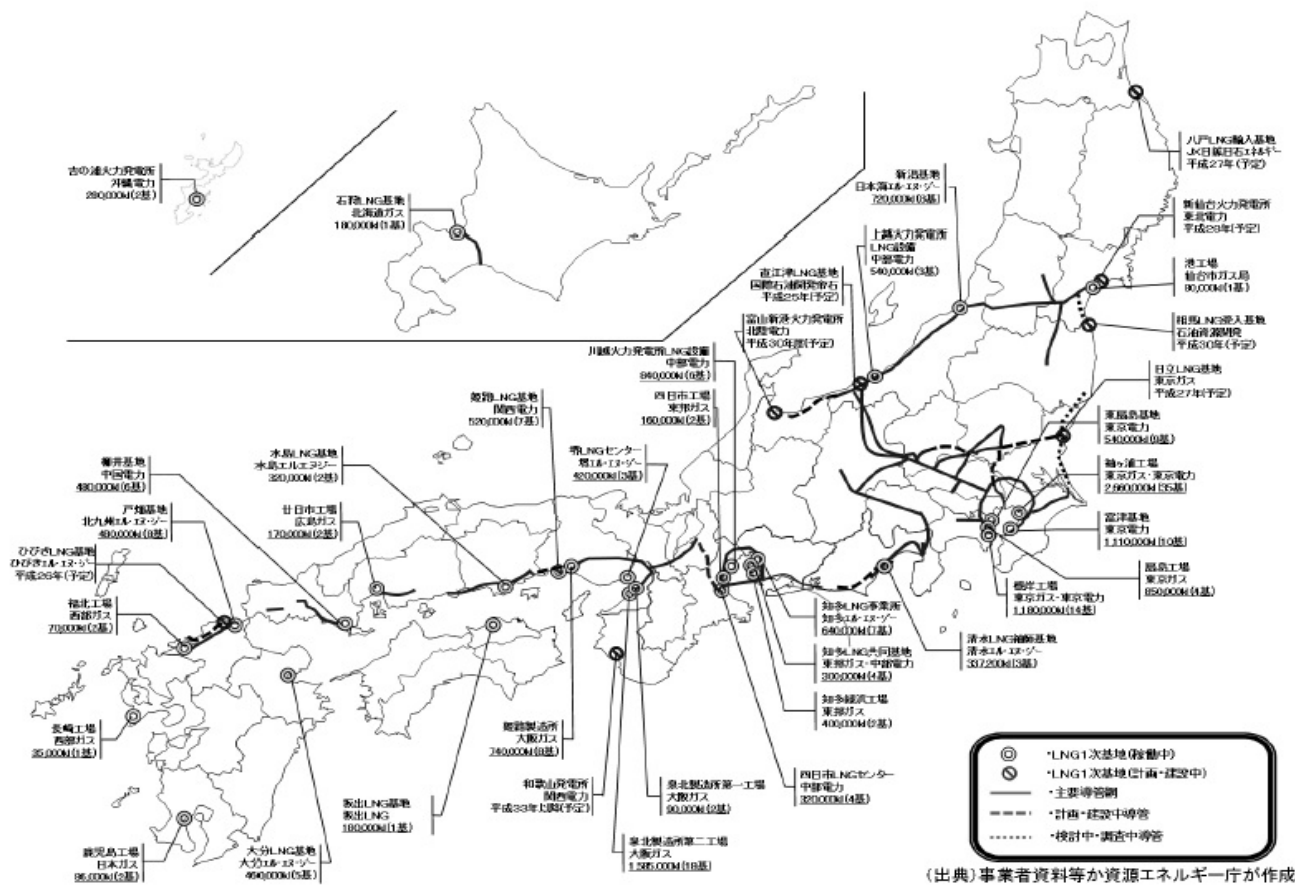
では、国産天然ガス事業者（国際石油開発帝石、石油資源開発）はどのような扱いになるのか？この2社は、国が最大株主の国策会社で、都市ガス会社（一般ガス事業者）よりも広域に高圧ガス導管を東北・関東甲信越地域に敷設している。そして、ガス事業者53社に卸供給し、関連会社を含めて37件の大口ガス供給を行い、輸入と内航船LNG基地も保有する〔資料1～6参照〕。同様に最大のLNG輸入者で、LNG基地と導管インフラを持ち、大口ガス供給を100件以上も行う電力会社もどのような扱いになるのか。

よって、この国産天然ガス2社及び電力会社は、都市ガス会社と同様に、導管部門の中立性確保を求める対象とすべきである。

- (3) 国産天然ガス事業者や一般ガス事業者の輸入LNG基地から延伸するガス導管を通じて卸供給を受ける一般ガス事業者には、家庭消費家の増加傾向が見られる〔資料7参照〕。

だから、一定の需要家数を抱える規模（例えば、EUの法的・機能分離免除は利用者10万件未満）を超えるガス事業者や、中小企業（例えば小売業では、従業員50人、資本金5千万円以下）ではないガス事業者のガス導管については、内内価格差（例えば、東京ガスから卸供給を受けるガス事業者の場合、標準家庭で東京ガスの最大1.4倍の価格〔資料8参照〕）の是正や、LNG基地利用による新規参入促進の観点から、導管部門の中立性確保を求める対象とすべきだ。

<資料1>我が国の導管敷設状況



【図表 3-2-5】 我が国の導管敷設状況

(出典) 事業者資料等が資源エネルギー庁が作成

(出所 : http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/kihonseisaku/gas_system/pdf/01_05_00.pdf の p 28)

<資料2>国産天然ガス事業者の関与するLNG基地

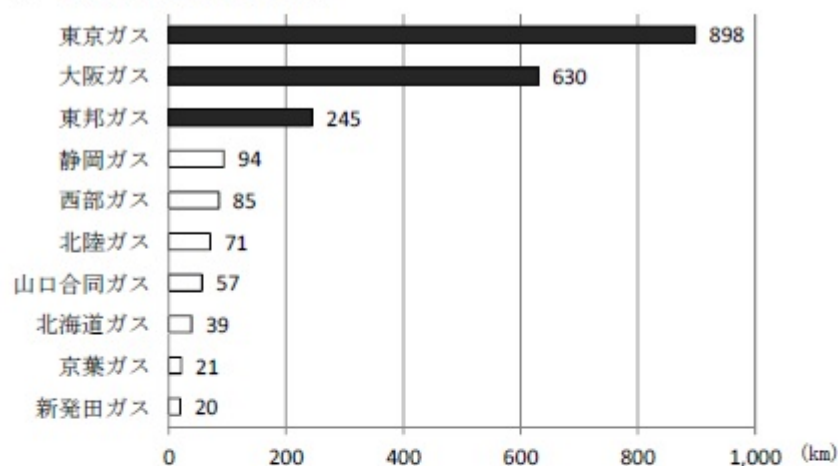
*石油資源開発・国際石油開発帝石が一部出資 (経産省資料より筆者作成)

LNG基地名	所有者	設備容量	稼働開始年
新潟輸入基地	日本海エル・エヌ・ジー*	36 万 KL	1984 年
直江津 LNG 輸入基地	国際石油開発帝石	36 万 KL	2013 年
相馬 LNG 輸入基地	石油資源開発	23 万 LL	2018 年予定
勇払 LNG 内航船基地	石油資源開発	3 千 KL	2011 年

<資料3> 高圧導管の距離に関する都市ガス会社・ガス導管事業者・電力会社の比較

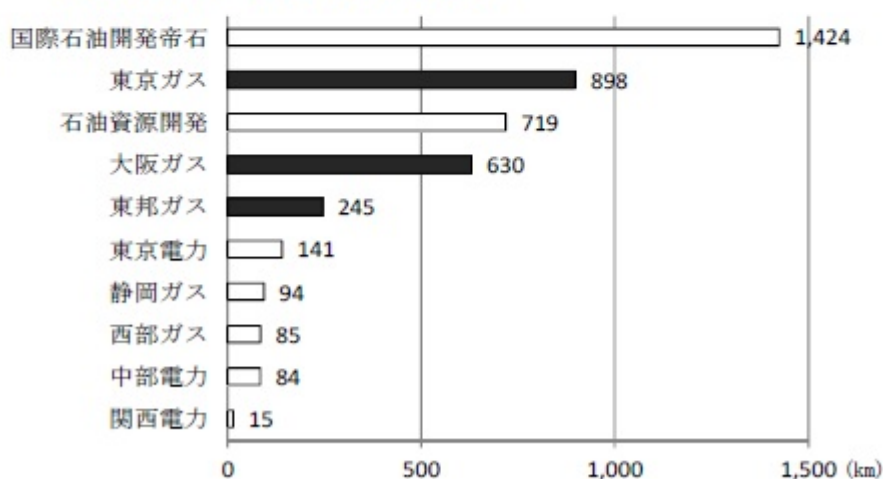
(5) 高圧導管の距離

①一般ガス事業者間での比較



出典：資源エネルギー庁ガス市場整備課「ガス事業年報」平成23年度版

②電気事業者、ガス導管事業者との比較



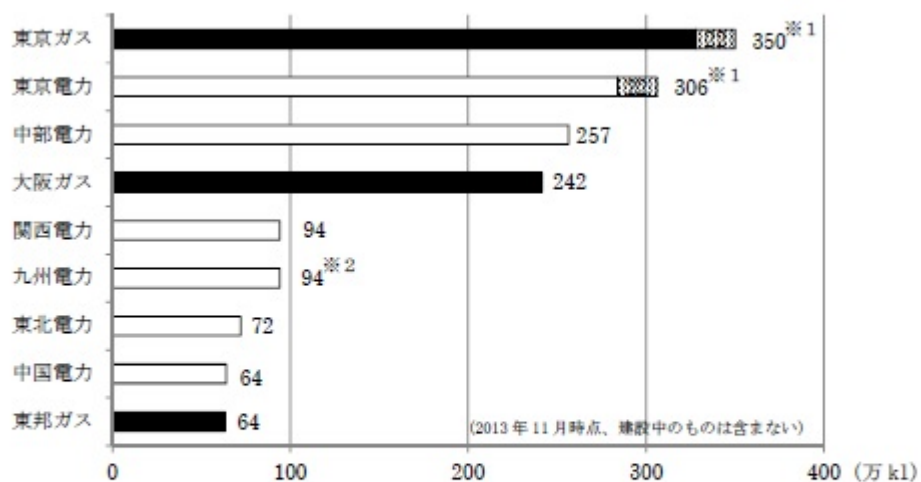
出典：資源エネルギー庁「ガス事業年報」平成23年度、「ガス導管事業（変更）届出書」
 なお、ガス導管事業（変更）届出書は、事業を営もうとするとときに届け出るものであるため、計画中の導管も含まれる。

(出所：http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/kihonseisaku/gas_system/pdf/002_03_00.pdf の

p 5)

<資料4> LNG基地容量に関する都市ガス会社・電力会社の比較

3. LNG基地容量の比較



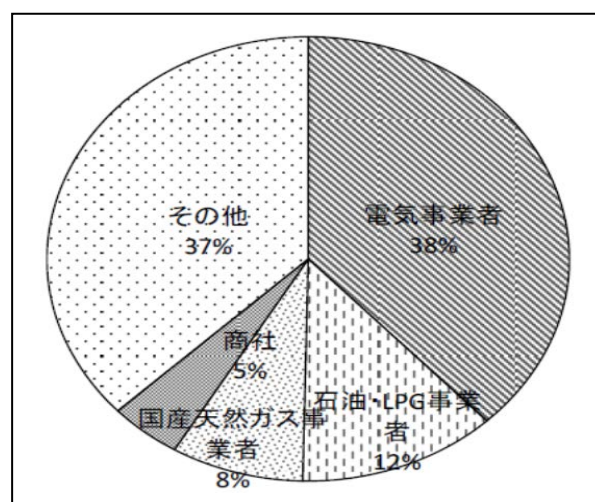
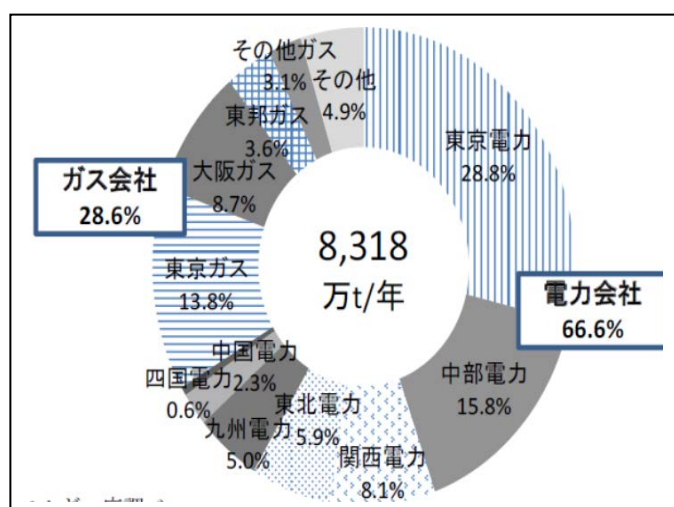
※1：東京ガス及び東京電力は、袖ヶ浦工場の一部のLNGタンクを共同運用しているため、両社の合計容量には22万klの重複がある。

※2：九州電力は、戸畑基地の全てのLNGタンクを新日鐵住金と共同運用しており、ここでは戸畑基地の全容量を九州電力分として計上している。

出典：資源エネルギー庁調べ

(出所：http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/kihonseisaku/gas_system/pdf/002_03_00.pdf のp 8)

<資料5> 我が国のLNGユーザー（2011年） 新規参入の事業区分



(出所：http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/kihonseisaku/gas_system/pdf/01_05_00.pdf のp 21、33)

<資料6> 電力会社・国産天然ガス事業者などの大口ガス事業参入件数

(経産省資料より筆者作成)

No	事業者名	件数
1	関西電力	65
2	エネルギーアドバンス(東京ガス100%)	31
3	東京電力	24
4	中部電力	20
5	三愛石油	20
6	甲賀エナジー(岩谷56%・関電34%等)	17
7	国際石油開発帝石(=帝石)	15
8	エネロップ(中部電力系?)	12
9	JX日鉱日石エネルギー	11
10	石油資源開発(=SK)	8
11	鈴与商事	8
12	三菱化学	7
13	エア・ウォーター	7

No	事業者名	件数
14	東北天然ガス(東北電力55%・SK45%)	6
15	新日鉄八幡	6
16	ネクストエネルギー(JX50%・帝石50%)	5
17	三井物産	3
18	ニジオ(東京ガス100%)	3
19	東京ガスエナジー(東京ガス66.6%・帝石33.4%)	3
20	四国電力	2
21	テツゲン(丸紅100%)・	2
22	岩谷	2
23	オンサイトエネルギーサービス静岡(鈴与・JX)	2
24	朝日ガスエナジー	2
25	三菱商事	2
	その他9社	9

合計 33社

292件

<資料7> 家庭用取付メーター個数規模別の個数増減率[2013/3対2008/3]別事業者数一覧

取付メーター数 増減率	~5,000個	~10,000個	~50,000個	~100,000個	100,000個~	計
≥15%	2 大武 仙南		3 京和・北日本 日本	1 新日本		6 (3%)
15%> ≥10%	2 湯河原 伊奈都市	1 中遠	1 筑波学園	1 大東	1 東彩	6 (3%)
10%> ≥5%	3 袋井 伊藤忠エネ 甲賀協同	5 直方・吉田 日高都市 松栄・津島	5 武陽・昭島・青梅・ 南日本・太田都市	2 長野都市 東日本	3 東京・京葉 武州	18 (9%)
5%> ≥2%	1 十和田	1 埼玉	10 厚木・坂戸・野田・ 入間・足利・大網 白里・幸手都市・ 西武鷺宮・伊勢崎	3 習志野・ 大和・沖縄	5 大阪・東邦 中部・千葉 大多喜	20 (10%)
2%> ≥0%	5 御殿場・ のしろエネ 伊丹 五条 鬼怒川	4 犬山・鳥栖 館林・出雲	12 東海・蒲原・筑紫 河内長野・佐賀 熱海・角栄・大垣 弘前・秦野・東金市 本庄		1 北陸	22 (10%)

(注) 事業者名は順不同。家庭用メーター個数規模は、2013/3 時点 (出所：ガス事業便覧・ガス事業年報)

下線ガス事業者は、ガス事業便覧で卸供給の相手方として記載がある事業者

【上記以外の総需要家数 10 万個以上のガス事業者 (出所：事業便覧・ガス事業年報)】

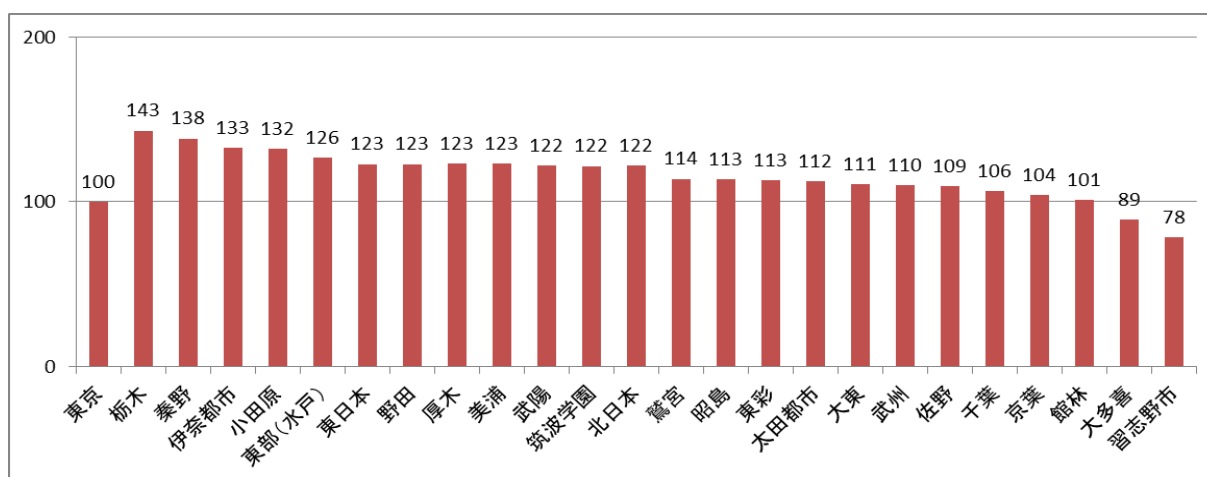
西部・北海道・広島・静岡・四国・東部・山口合同・日本(九州)・岡山・旭川・仙台市・大津市

但し、複数県などガス導管が繋がらない飛地の供給区域の計である事業者もある。

<資料 8> 内内価格差事例 (東京ガスから導管による卸供給を受ける一般ガス事業者の内内価格差)

平成 26 年 10 月分 32m³ /45MJ [東京ガス家庭標準使用量] での東京ガス料金を 100 とした指数比較 出典：ガス事業便覧・各社ホームページ

(注) 日本ガス・東上ガスはホームページで料金表を探索しないため記載せず



[東京ガス以外のガス調達先] 東日本 (東電) 東彩 (鷺宮ガス) 太田都市 (帝石) 大東 (武州ガス) 武州 (帝石・大東ガス) 佐野 (帝石) 千葉 (帝石・合同資源開発等) 京葉 (東電・帝石・関天・旭硝子等) 館林 (帝石) 大多喜 (東電・帝石・関天等) 習志野市 (関天)

(注) 帝石=国際石油開発帝石 関天=関東天然瓦斯開発